

生活福祉資金緊急小口資金(特例貸付)の借入申込みにあたって

- 1 この資金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮している世帯等で、当座の生活を維持していくための費用として借り入れすることができます。
ただし、一世帯一回の申込みです。(一世帯で複数回の申込みが確認された場合は、いずれの貸付も行わない、若しくは送金済みの資金を即座に返金していただきます。)
- 2 株式会社、有限会社の事業資金には生活福祉資金の貸付はできませんので、日本政策金融公庫等をご利用ください。
- 3 借入申込みは、生計の中心者又は、減収した世帯員が行うことができます。
- 4 貸付金は、所定口座への振込みとなります。振込口座、振替口座を確認するため通帳の表と中表の写し及び、口座振替依頼書の提出をいただきます。
- 5 借入申込みにあたっては、本人確認のため、必ず運転免許証等の本人確認書類の写しを提出していただきます。
- 6 上記身分証明書等を持参していない方、あるいは身分証明書等と借入申込書に記載の氏名、生年月日、住所等が一致していない方は、借入申込みができません。
- 7 貸付金は1年以内の据え置き後、2年以内に償還(返済)してください。
無利子による貸付けですが、償還(返済)期間経過後は残金に対して延滞利子(年利3.0%)がつきます。

以上の事項をすべてに了承いただけた方が借入れの申込みを行えます。

郵送申込みにあたっての注意事項

1. 次の書類をプリントアウトして、記入例を参考にして記入・捺印してください。
 - A. 借入申込書
 - B. 借用書
 - C. 重要事項説明書
 - D. 収入減少状況に関する申立書
 - E. 口座振替依頼書

 2. 下記の書類を市役所から用意してください。
 - F. 本籍地が記載された世帯全員の住民票

 3. 下記の書類等のコピーを用意してください。
 - G. 預金通帳のコピー
(取扱金融機関) ・七十七銀行・仙台銀行・農業協同組合・ゆうちょ銀行
 - H. 本人確認書類のコピー
(例) ・運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・健康保険証 など

 4. 減収等がわかる書類を用意して、コピーしてください。

(減収等がわかる書類の例)

• 給与明細書 • 売上帳簿 • 解雇通知 • 離職証明書 • 廃業届	}	など
---	---	----

 5. 個人事業主の場合は、営業を証明する書類を用意して、コピーしてください。

(営業を証明する書類の例)

• 令和元年分確定申告書(収支内訳書も含む) • 開業届	}	など
---------------------------------	---	----

 6. 確認チェックリストにて、最終チェックをしてください。

 7. 記入して捺印した、1のA・B・C・D・Eの書類、
2のFの原本、
3のG・Hのコピー、
4の減収等がわかる書類のコピー、
5の営業を証明する書類のコピー(個人事業主の場合)

}	の、すべてを 封筒に入れて。
---	-------------------
- 〒981-0504 東松島市小松字上浮足252-3
社会福祉法人 東松島市社会福祉協議会 あてに、郵送してください。
8. 郵送提出する書類の控えは、自分でコピーして保存してください。

 9. 当方に届き次第、審査・融資先の社会福祉法人宮城県社会福祉協議会に回送します。
審査・融資先から不足書類や内容不備の指示があった場合は、当方から連絡しますので、新たに書類等をご用意いただき、当方に郵送してもらうことになります。